公益社団法人 日本武術太極拳連盟
JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION
〒132-0025 東京都江戸川区松江１－９－15
TEL 03-6231-4911　FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
https://www.jwtf.or.jp/　E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第３７１９号
２０２０年2月１２日

都道府県連盟代表　各　位

申請期限：４月４日（土）

公益社団法人日本武術太極拳連盟
専務理事　　川﨑　雅雄

２０２０年（第２９期）公認普及指導員 認　定　実　施　の　ご　案　内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記に関し、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

1）実施要綱（２部）
2）公認普及指導員推薦状・申請書（３部＝複写して使用）
3）受験資格審査報告書（１部）
4）認定登録料一括納付書（１部）

都道府県連盟および加盟団体各位におかれましては、技能検定１級以上の取得者のできるだけ多くの方々が普及指導員認定にチャレンジすることにより、普及基盤をより一層強化し、技術向上に役立てることができることをご理解いただき、多数の受講・受験者を募って、実施していただくようお願いいたします。

敬具

記

１．検定１級以上の取得者だけが申請できる：

普及指導員認定は、太極拳技能検定１級以上の取得者だけが受講・受験できます。「公認普及指導員推薦状・申請書」には、級・段位取得について記入する欄が設けられています。この欄の記入に不備がある申請書は受理されませんので、実施都道府県連盟（地方認定委員会）でよろしくご点検下さい。

申請の対象者は、原則として１９９５年度以降２０１９年度前期・後期に１級以上を取得した人に限られます。ただし、**２０１９年度後期**に実施した１級検定に合格した人については、日本連盟・太極拳技能検定委員会への登録はまだ完了していませんので、このような人が本件の受験申請をする場合は、本人の「公認普及指導員推薦状・申請書」に、実施済みの**「太極拳１級 申請・登録報告用紙（様式１級-1）」の写しを添付して**提出して下さい。この用紙の添付が無い場合は、申請要件の欠如として受理されませんので、ご注意下さい。

２．公認普及指導員は指導歴の有無を要件としない：

１９９８年6月２０日付け文書「全日本大会、公認指導員資格等に関する決定事項」に基づいて従来、公認普及指導員の受験資格に要求されていた指導歴規定（指導歴１年以上）は２００１年度から廃止されました。

地域の普及活動を担い、普及指導員資格をこれから取得しようとする人の多くは、必ずしも１年以上の指導機会が得られるとは限らない実情に鑑みて、普及指導員に限っては受験資格から指導歴規定を除くことにしたものです。

３．カリキュラム：

実施の内容は、「２０２０年度第２９期認定、認定委員用実施資料」にまとめて、実施前に実施都道府県連盟の認定委員宛てに送付いたします。

４．普及指導員認定は在住地都道府県連盟に申請：

実施要綱第２頁の＜受験地＞の項をご参照下さい。

普及指導員は、地域での普及を推進することが主たる任務であることから、普及指導員の名簿管理は、在住都道府県連盟が一括して行うことが原則となっています。このことから、普及指導員認定の申請と受講・受験は、申請者の所属団体の所在地に関わりなく、必ず、申請者の在住地の都道府県連盟に対して行われなければなりません。

この原則は、申請者の所属団体の変更を求めるものではありません。普及指導員資格の取得に限って、在住地都道府県連盟で手続を行うことを求めるものです。

－ **認定を実施する地方認定委員会は、非在住者の申請を受理しないよう、ご注意下さい。**

－ 認定を実施する地方認定委員会は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であればその申請を受理しなければなりません。この場合は、申請者の所属団体が非加盟団体であっても、その団体を通じて申請を受理し、その団体を通じて通知等を行って下さい。

－ 上記の場合、認定を実施する当該地方認定委員会・都道府県連盟と受験者が所属する非加盟団体は、相互の立場を尊重して協力態勢をとるよう、よろしくお願いいたします。

５．認定委員：

1) 日本連盟は、実施都道府県連盟に、３月２８日（土）頃に、認定委員の推薦を求めるアンケートを送付し、４月１３日（月）までにこのアンケートに対する回答を入手したうえで、当該都道府県連盟に４月下旬に、認定委員の委嘱状を送付する予定です。

2) 認定委員の日当は一律１人１万円です。

６．普及指導員認定・認定登録料納付の取り扱い：

各地方認定委員会が行った合否判定は、事務作業を合理化し、迅速化するために、実施要綱の４頁、＜10) 報告、および 11) 普及指導員の承認と認定証・証明書の送付＞に基づいて行うこととします。

－ 日本連盟は原則として、各地方認定委員会が行った「**研修参加者一覧**」通りに承認する。

－ 各地方認定委員会は、実施後、直ちに合格者の認定登録料（２万円）を徴収し、７月１５日(水)までに報告書類（「**研修参加者一覧**」、「一括納付書」、「会計報告用紙」）を一括して日本連盟に送付し、併せて、２万円の認定登録料のうち５割の取扱手数料を差し引いて、１万円×登録申請者人数分の合計金額を一括して日本連盟指定口座に納付する。

－ 日本連盟は、８月下旬頃までに、認定証・証明書を各地方認定委員会に送付する。

－ 日本連盟は、万一、各地方認定委員会が行った「**研修参加者一覧**」が不適切に行われたものであることが後日判明した場合は、判定承認を取り消すことができる。

上記の通りよろしくお願い申し上げます。

以　上

同封書類：

認定を実施する都道府県連盟宛て：　　書類 1) ～ 4)